

OPEC産油国の資源ナショナリズムと国有化

落 合 淳 隆

一 はじめに

開発途上国における経済ナショナリズムの高揚は、対外的には、南北格差是正のために先進国資本の利益を中心に組み立てられた従来の国際経済秩序を変革し、彼らの利益をも適切に考慮した新しいその樹立を要求するものとなっている。

それは、また、対内的には、多国籍企業をはじめとする外国資本による経済的支配を除去し、工業化などの推進を行い、均衡のとれた経済発展を通じて経済的自立をはかろうとするものとなっている。

開発途上国は、外国資本が民族企業の育成を阻止し、経済的自立への障害となるばかりでなく、政治的腐敗をもたらし、さ

OPEC産油国の資源ナショナリズムと国有化

らには、新しい植民地主義の尖兵として国家主権を侵害しているなどと激しく非難する。

このような外国資本の排除の方法として、開発途上国がとっているものに国有化がある。OPEC産油国における国有化もその例外ではない。

二 OPECの成立と国有化への足固め

OPECは、国際石油会社が産油国の意思を無視して、原油の公示価格を突然、一方的に引下げ、石油収入に依存する産油国に対して莫大な損害を与えたことが、直接のひきがねとなつて一九六〇年九月結成されることになった。その背景には、この頃には産油国の間に資源ナショナリズムが高揚し、資源に対

する権利意識が強まっており、産油国自体で石油産業のかかえる諸問題に自ら積極的に取組み、自分達の利益を擁護すべきであり、そのためには、産油国の共同機構を創設する必要があるとの時代的認識が生まれつつあった。かくて、産油国が共通の大義の下に結束するのは時間の問題であり、これを実行させたのが国際石油会社の一方的値下げ行為であったのである。このOPEC結成の年は、国連に一七か国のアジア・アフリカ諸国が大量に加入し、「アジア・アフリカの年」といわれ、このような状況を背景に、国連総会では植民地の解体を目ざした「植民地および人民に対する独立付与に関する宣言」決議一五一一四(XV)という画期的な決議が採択されている。

このような主権の国際的強調、産油国の資源ナショナリズムを背景にOPECは結成されたのであるが、それはただちにOPEC諸国における外国石油会社に対する国有化へと発展するものではなかった。

国際石油資本の支配はいまだ強大であり、OPEC産油国は、原油の生産、価格、生産量、販売のいずれの面でもこれら石油資本に一〇〇%依存していた。産油国はいかにして自分達の利益を守るかで精一杯であった。

かくて、OPECの最初の一〇年間は、基礎固めの時代であり、石油公示価格を維持し、国際石油資本が従来一方的に行な

ってきた公示価格の決定に参与し、原油価格を上げる。石油販売収入の取分を増やすため、外国資本が産油国に支払う利権料の経費化、販売手数料の廃止などに関心が向けられた。OPEC産油国には、まだ国際石油資本の支配を排除、打破するだけの實力はなかった。

この基礎固めの時代を経、一九七〇年代に入るとOPEC産油国は漸次攻撃的姿勢をとるようになった。その先鞭をつけたのは、一九七〇年五月、リビア革命政府がうちだした「値上げと減産」の強硬方針であった。この値上げ要求は、他のOPEC諸国にも波及した。

この頃になると、先進国を中心とする世界の石油需要が漸増し、これまで供給過剰でだぶつき気味であった石油は供給不足となってきた。これには、一九六七年の第三次中東紛争によるスエズ運河の閉鎖、サウジ原油を地中海沿岸から積み出すトランス・アラビア・パイプラインの故障などの事情もあり、石油不足の不安をもたらした。

このような状況下で、OPEC産油国は、国際石油資本との間に、一九七一年二月テヘラン協定、同四月トリポリ協定、翌一九七二年一月ジュネーヴ協定さらに一九七三年六月新ジュネーヴ協定を締結し、原油公示価格の値上げ、課税率の引上げをはじめドル安減価による価格調整に成功した。なかでも、テヘ

ラン協定締結は、OPEC結成以来の最大の勝利といわれ、産油国の石油資源に対する支配権を強化するものとなった。

三 国有化の断行

かくて、値上げ戦争に勝利したOPEC産油国はようやく国有化へと進んだ。この国有化の主たる対象となったのは、米系それに英、仏系の国際石油資本であった。これらの巨大会社としては、米系ではエクソン、モービル、ソーカル（もしくはスタンカル）、ガルフおよびテキサコと英系のBPさらにはイギリス・オランダ資本のロイヤル・ダッチ・シェルがあり、これら七会社はセブン・シスターズもしくは七大メジャーズとよばれている。これに仏系のCFPを加えて、八大メジャーズといわれることもある。

これら米英仏の巨大石油会社は、早くに二〇世紀初頭より産油国との間に石油利権協定を結び、単独もしくは共同で石油資源の独占的支配を行う法的基礎固めをなした。

当時、産油国にはいまだ民族的覚醒がみられず、石油資源保有者としての自覚や権利意識がみられなかった。この利権協定により、巨大会社は安い利権料で、広大な地域をとときには国土全体を一つの利権地域として半永久的に所有した。

かくて、巨大会社は、原油生産の上流部門から輸送、精製、

OPEC産油国の資源ナショナリズムと国有化

販売の下流部門にいたるまで垂直的一貫操作を行い莫大な利益を得てきたのであった。その利権原油取得量は、OPECの国有化の本格化する一九七二年までは、OPECの原油生産の八〇%以上のシェアを占めるものであった。

この巨大会社による資源の独占的支配体制を打破するものとして、OPEC産油国は一九七〇年代に入るとさかんに国有化を行うようになるのである。

まず、イランは、早くに一九五一年、アングロ・イラン・石油会社（現在のBP）の国有化を行ったが、国際石油資本によるイラン石油の不買などの圧力に屈し、それらとの間に利益折半方式のコンソーシアム協定の締結を余儀なくされたが、これを一九七三年二月に単なる売買協定に改訂し、名実ともに完全な国有化をなした。さらに、一九七九年二月、この協定を破棄し、メジャーズなどにより組織されたOSCO (Oil Service Company of Iran) を解体し、原油の探鉱、生産、販売など石油産業に関することはすべて国営石油会社NIOCに独占的に行わせるものとしている。

イラクも、一九七二年六月、イラク石油（IPC）との利権料支払い問題などの紛糾から同社とモスル石油（MPC）を国有化し、ついで、一九七三年、第四次中東紛争を契機に、アメリカ、オランダのイスラエル支援を理由にバスラ石油（BPC）

権益のうちアメリカ系のエクソン、モービルの持分とオランダ系のロイヤル・ダッチ・シェルのロイヤル・ダッチ分を国有化し、さらに、一九七五年、BPCの残りの外国石油会社、BPCFP、シェルの持分を国有化し、BPCを完全に国有化するものとなっている。

そのほか、中東地域では、クウェートが一九七六年、クウェート石油(KOC)を、翌一九七七年一月、アミノイル(Aminol)をそれぞれ一〇〇%国有化している。カタールも、一九七六年、カタール石油(QPC)およびカタール・シェル(QSPC)を一〇〇%国有化し、アブダビも一九七六年、アブダビ石油(ADPC)を完全国有化しており、サウジの一〇〇%国有化も遂行されたといわれる。

アフリカ地域では、アルジェリアが国有化攻勢の急先鋒をなし、一九六七年、第三次中東紛争に際し、国内で製品販売に従事していたアメリカのエッソ／モービルを国有化し、一九七〇年六月には、公示価格の値上げに応じなかったシェル、イタリアのAGIPなどの国有化を行い、翌一九七一年二月には同国における石油生産の三分の二を占めていたフランスのCFP、ERAPの五一%国有化をなし、同時に、すべての外国石油会社、天然ガス、パイプライン部門を国有化した。ついで、一九七五年、ERAPの一〇〇%国有化を行っている。

アルジェリアとともにOPEC急進派として国有化路線を推進するリビアも、一九七〇年、国内の石油精製・販売事業を一〇〇%国有化し、翌一九七一年にはBP探鉱会社を、一九七三年にはアメリカの独立会社ハント、オクシデンタル／オアシスをさらに続いてメジャー系石油会社の五一%の国有化をなし、翌一九七四年にはテキサコ、スタンカル、アトランティック・リッチフィールドのアメリカ石油会社とシェルなどの一〇〇%国有化を行っている。

ナイジェリアも、イギリスの南ア・ボイコット・ルール違反を理由に、一九七九年八月、BP国有化をなしている。

ラ米のOPEC加盟国ベネズエラも一九七二年、石油資産復帰法を制定し、大部分の利権協定の満了する一九八三年または一九八四年にはすべての残留資産を無償で国有化することを決めたが、一九七五年八月、炭化水素産業国有化法を制定し、一九八三年を待たずして、全石油産業を国有化することを決定し、翌一九七六年これを実施して、外国石油会社一八社を含む計二社の国有化を行っている。

また、アジアで唯一のOPEC加盟国であるインドネシアは、一九六〇年、鉱油・ガス鉱業に関する法律を制定し、既存外国石油会社の鉱業権を破棄し、すべての石油生産活動を国家の管理下におくものとしている。

四 国有化を推進した天然資源恒久主権決議

このような国有化を押し進める上で、OPEC諸国に非常に大きな影響を与えたのは、国連において展開された「天然の富と資源に対する恒久的主権」に関する諸決議である。さきに述べた如く、一九六〇年、国連総会で植民地解体を目ざして「植民地独立宣言」が採択されたが、政治的独立だけでは真の独立にはならないとして、国連総会は、一九六二年十二月、「天然資源恒久主権」決議一八〇三(XVII)を採択した。そこで、天然資源に対する恒久主権への人民と民族の権利ならびに公益、国家利益にもとづく国有化の権利が謳われた。

かかる国有化権の強調は、その後の天然資源恒久主権に関する一九六六年の総会決議二一五八(XIX)、一九七二年のUNCTAD決議八八(XII)、一九七三年の総会決議三二七一(XXVIII)、一九七四年五月の資源に関する国連特別総会での「新国際経済秩序樹立宣言」決議三二〇一(S.VI)等には、一九七四年十二月の「諸国家の経済権利義務憲章」の総会決議三二八一(XXIX)を通じて行われてきており、OPEC諸国は、これら決議をよりどころとして国有化を押し進めたのであった。

OPEC産油国の資源ナショナルリズムと国有化

五 国有化の諸問題

しかしして、これら国有化は、必ずしも円滑に行われたものではなく、会社側との間に争いを生じるものとなっている。国有化でいつも紛争の主題となるのは、補償の問題であるが、OPEC産油国における国有化についてもこれが問題となっている。

欧米の被国有化側は、国有化そのものに反対するものではなかったが、国有化の合法的条件として「十分な、実効的な、即時の」(adequate, effective, prompt)補償支払がなされないかぎり、国有化は合法ではないとした。一般に、「十分な」補償とは国有化時における国有化財産の市場価格にみあう補償がなされなければならないというものである。「実効的な」補償とは、国有化国の通貨ではなく、被国有化側の本国の通貨や国際的に換価され得る通貨で支払われる補償をいうのである。「迅速な」補償とは、公債を発行したり分割払で行うのではなく、即時に支払われる補償をいうのである。

このような補償支払要求を、たとえば、イラクのIPC国有化に際して、IPCの投資者の本国であるイギリスおよびアメリカ政府は行っている。リビアでのBP、ハント社の国有化についても、イギリス、アメリカの各政府は、十分な、実効的、

即時の補償要求を行っている。

このような補償要求に対しては、開発途上国側は、これまでも強く反対しており、OPEC諸国とて例外ではない。まず、「十分な」補償支払については、OPEC産油国は、補償の算定基準を純簿価 (net book value) におき、欧米側のそれとは激しく対立するものとなっている。たとえば、イラクは、IPCの国有化法において、補償を純簿価によるものとし、この補償額から、租税、利権料、賃金の支払に必要な金額さらには当該事業に関連する地方的負債は勿論のこと政府が要求し得る他の金額をも差引くものとしている(第三条)。これに対する会社側の抗議、抵抗にも屈せず、その決定を貫き、一九七三年二月の最終的解決をみている。アルジェリアの場合も同様で、一九七一年二月のフランス系石油会社の五一%国有化では、その補償額は純簿価によるもので、会社側の要求額の三分の一を回答するものであった。会社側はこの回答を不服として、技術者の引揚げ、アルジェリアの石油輸出に対して訴訟をおこすなどの対抗措置をとった。だが、両者の交渉の結果、会社側は、一九七一年六月の協定で、純簿価での現金もしくは原油、天然ガスによる補償支払に合意している。リビアの場合も、この純簿価方式がとられ、BP国有化では、リビアは、補償額の査定をリビア政府の官吏によって構成される委員会にまかせ、その決定

を最終的なものとした。さらに、補償委員会にBPに対して主張される負債額を補償から差引く決定権を認め、これらの決定については異議を認めないとした。これに対し、イギリス側は、補償の不十分なことなどを理由に抗議し、紛争の舞台をイタリアその他の地域にまで拡大して争った。しかし、その後の一九七四年一月の最終的決定では、リビア側になんらの譲歩もみられず、補償が純簿価によるものであることに変わりがなかった。ハント社の国有化の場合もBPのそれと全く同じで、アメリカ政府の抗議はなんの効も奏しなかった。

このほか、ベネズエラなどの産油国すべてが補償支払にあたっては、純簿価算定方式をとっており、欧米側の「十分な」補償支払は、その執拗な要求、抗議にもかかわらず、OPEC側のうけいれるところとなっていない。逆に、OPEC側の補償支払方式に屈服、承認を余儀なくされているのが現実であり、この純簿価算定方式が漸次定着しつつあることが看取される。

「即時の」補償支払についても、たとえば、アルジェリアとOPECとの間の一九七一年協定で、補償支払は七年間の分割払を定めており、リビアのオアシスの国有化に対する補償支払は四回の分割払であった。また、ベネズエラの一九七五年の国有化法も補償支払期間として一〇年を越えない期間を定めるものとなっており、この点でも欧米側の主張がうけいれられない

ものとなっているのを知るのである。

ただ、「実効的な」補償支払要求については、OPEC側は一般的にこれに応じているようで、ドルもしくはポンドによる支払がみられる。石油の売買が主としてかかる国際通貨によって行われていることからして、この点についてはあまり問題がなさそうである。もっとも、産油国の国内通貨あるいは政府債による支払事例もなくはない。たとえば、さきのリビアのオアシスの国有化では、現地通貨のリビア・ディナールでの支払がみられる。また、ベネズエラの国有化法では、政府債による支払が定められている。しかして、かかる通貨、債券を用いての石油の購入などが可能であれば、あながち、これを「実効的な」支払でないとすることはできないかと考えられる。これに関連するものとして、通貨による支払でなく、現物、すなわち石油、天然ガスによる支払も目につく。かかる支払事例は、イラクのIPC国有化、アルジェリアのCFP国有化、リビアのロイヤル・ダッチ・シェルなどの国有化にみられる。これは、OPEC産油国の国有化補償支払の一つの特徴をなすものといえようが、石油の必要性、重要性からみると、現物支払は、ある意味では国際通貨による以上の「実効的な」補償支払といえよう。

OPEC諸国の国有化を特徴づけるもう一つのは、国有

OPEC産油国の資源ナショナルリズムと国有化

化の動機である。従来、国有化は、公益にもつきなされるものでなければならぬといわれてきた。OPEC諸国の国有化についても、欧米先進国はこの条件を欠くものとして国有化の合法性を問題にしている。たとえば、リビアのBP、ハント社の国有化に対しては、イギリス、アメリカ政府はそれぞれ当該国有化は公共目的をもつものではなく、きわめて政治的なものであるとして抗議している。BPの国有化問題を論じたイギリスの国際法学者G・ホワイト(Gillian White)は、「公共の利益にもとづいて外国人財産の国有化が行われる場合には、それが政治目的を動機としないことが必要である。政治目的のために行われる外国人財産の国有化は、いかに仮装しても、実際の公共目的のために行われるものとはならない。公共目的にもとづかない財産の国有化は、外国人にたいする差別であり、また差別的であるところに真の公共目的を欠くことがあらわれるとして、BPの国有化の合法性を問題にしている。

このような非難、抗議にみられるように、OPEC諸国の国有化の動機には、政治的目的によるものが目につく。イラクのIPCの子会社BPCのアメリカ、オランダ系出資者の持分の国有化は、これら国家のイスラエル援助を理由にするものであった。また、問題とされたリビアのBP国有化の動機は、イギリス軍のペルシャ湾からの撤退後、イランとアラブ諸国との間

に領有を争われていた同湾内のイラン沿岸沖合にあるアブ・ムーサおよび大トム、小トムの三島をイランが占領したことに對して、リビアがイランの占領責任は主としてイギリスにあり、このことによつてイギリスのアラブに對する敵意は明らかになつたとし、イギリス政府が半分の株式を所有しているというこゝとでBPを国有化したのであつた。このような事例は、一九七九年、ナイジェリアがイギリスの南ア・ボイコット・ルール違反を理由にBPを国有化した事件にもみられる。BPのパートナーであつたハント社の国有化も、アメリカの対イスラエル援助を理由とするものであつた。さらに、リビアは、アメリカのニクソン大統領がOPECの石油の生産削減、禁輸措置および原油高価格時代に備えて、一九七四年二月一日、世界消費国會議を召集したことに對して、同日、アメリカ系のテキサコ、ソーカル、アトランティック・リッチフィールドの三社の国有化をなしている。かかるリビアのアメリカ系石油会社の国有化は、イラク、リビアなどのOPEC急進派がイスラエル援助国に對する闘争の武器として石油を用いるべきであるとする路線をOPEC産油国の支配的潮流へとみちびくものとなつてゐる。

そのほか、OPEC産油国は税率改訂とか事業参加要求に従わないことに對して国有化するというように、その氣になれば

どんな理由をつけても国有化するという強硬な姿勢をとるようになってきている。他方、会社側は常に国有化されるのではないかといった危惧、不安にさらされるようになってゐる。

この国有化の動機と関連して、OPEC産油国の国有化について指摘されるのは、特定外国石油会社の国有化である。従来、外国人の財産が合法的に国有化される条件としては、特定の国に属する外国人のみを他の国民と差別しない。すなわち、内・外人、外・外人無差別の原則の適用がいわれてきた。

もっとも、一九五一年のアングロ・イラニアン石油会社、一九七二年のIPC、一九七六年のカタール石油、カタール・シェル、同じくKOCなどの国有化のように、当該OPEC産油国の石油部門が特定の外国石油会社に独占的に支配されているような場合には、国有化の対象が特定石油会社に限定されているからといって、これをただちに差別的であるとすることはできない。もしこれを差別的であるとすれば、特定外国石油会社以外に他の外国あるいは内国人の石油会社が存在しない産油国は国有化できないことになってしまう。これは、無差別原則適用の例外をなすものであらう。

それは、政治的動機にもとづく国有化についてもいえる。イラクは、IPCの子会社BPの投資者のうちアメリカ系会社エクソン・モービルの權益を、ついでオランダ系会社ロイヤ

ル・ダッチ、パルテックスの權益を国有化し、その後英仏がシオニズムを人種差別主義と規定する国連決議に反対したことに對して、イギリス系のBP、フランス系のCFPの權益を国有化する措置をとった。これは、特定国に対する制裁、報復措置ということ、当該国に属する会社が国有化の対象にされたのである。このような報復的措置としての国有化の先例には、一九五八―一九年のインドネシアによるオランダ系企業の国有化や一九五九―六〇年のキューバのアメリカ系企業の国有化がある。ただ、これらの先例では、その所属国の国民の財産は、ほぼ同時に無差別的に行われている。イラクの場合にしてもそうであった。

しかし、リビアの国有化の場合には、新しい発展がみられる。すなわち、リビアも政治的動機から特定外国に属する石油会社の国有化を行っており、なканずく、アメリカ系石油会社はその主対象となっている。だが、その国有化は、ハント社を一九七三年六月に、同年八月にオキシデンタルを、一九七四年にテキサコ、ソーカル、アトランティック・リッチフィールドをというように同時に一律に行っておらない。それは、報復措置として特定国に所属する石油会社を国有化の対象にしている点では、既述の先例と変らないが、同じ国の石油会社のなかから特定の石油会社をそのときどきの状況に應じて選び出し、国

有化の対象としている。ここでは、特定国に属する会社を他の外国の会社と差別して国有化するだけではなく、同じ国に属する会社の間にも差別的に国有化を行うといった展開がみられるのである。このような国有化は、無差別原則の適用から果して合法といえるのか、国有化時の状況を考慮に入れて慎重な検討を要するものであろう。

さらに、OPEC産油国の国有化の特徴とされることは、その国有化をOPECあるいはその姉妹機関であるOAPECが組織的に支援する態度をとっていることである。すなわち、イラクのIPC国有化に對しては、その直後開かれたOPEC臨時総会で、この国有化を支持し、イラクに不利となる増産を抑制し、IPCとの紛争解決に助力することを決議し、これを実行している。OAPECも対イラク借款供与を決議し、イラクの国有化支援を明らかにしている。クウェートがKOCを国有化したときも、クウェート原油ボイコットに備えて、OAPEC各国に増販しないよう協力要請がなされ、OAPECはこれを了承し、その国有化を全面的に支持する決議をなしている。

リビアの国有化についても、OPEC、OAPECの支援がなされているが、このときには、アルジェリアで開催中の非同盟諸国首脳会議も支持声明をなしている。

六　むすびにかえて

従来、産油国をはじめ開発途上国の国有化は、組織的協力関係もなく個別的に行われ、被国有化側の欧米先進国の結束した対抗措置のまえに、経済援助の削減、停止あるいは不買、ボイコットなどの圧力、脅威をうけ、後退、挫折を余儀なくされる事例も少なくなかった。しかし、OPEC産油国は、これに対抗すべく組織的に団結、協力する姿勢をとるようになっており、欧米先進国側の圧力、脅かしで国有化を抑制するやり方はもはや通じなくなってきた。そしてまた欧米側が国有化のたび毎に持出す「十分な、実効的な」補償原則は、開発途上国の抵抗のまえに、漸次後退を余儀なくされていることは否定できないものとなっているといえよう。

産油国、O P E C に於ける石油利権状況と
資源主権の展開の表

このような産油国の石油資源主権の展開とそれに至る石油権利の状況を表に現わすと次の如く示すことができよう。

1901. 5. 28	イギリス人 W. K. ダーシイ、ペルシャの石油利権入手。
1909. 4. 15	Anglo-Persian Oil Co. (略称 APOC, 後の BP) 設立。
1912.	英, 独, 蘭資本による Turkish Petroleum Co. (略称 TPC, 後の IPC) の設立。メソポタミア (イラク) の石油利権獲得。
1914.	英政府, APOC の株式半数を取得。同年, 同社は TPC に参加。
1920. 4. 24	英・仏サンレモ協定締結。仏は, TPC の独利権を取得, イラクの石油利権を共有。
1928.	ニュージャージー, ソコニーなど米系 5 社 TPC に参加。
1928. 7. 31	TPC 参加各社赤線協定締結。
1928.	英米 3 社, アクナカーリー協定締結, 国際石油カルテルの基盤をつくる。
1928. 12. 31	ソーカル, バーレンの石油利権獲得。
1929.	TPC, IPC と改称。
1930	バーレン石油会社設立。
1933. 4. 29	APOC, 利権協定を改訂, 年間 75 万ポンドの最底利権料を保証, 利権量をトン当りの従量定率制に変更, 利権区域縮小。
1933. 5. 29	ソーカル, サウジアラビアに石油利権獲得。
1933. 11	California Saudi Arabia Standard Oil Co. (略称 CSASOC) 設立。
1934.	ガルフと APOC, クェイトで利権獲得。両社折半で KOC を設立。
1935.	APOC, Anglo Iranian Oil Co. (略称 AIOC) と改称。
1936. 12	テキサス石油, CSASOC の株式 50% 取得。
1937. 6	Petroleum Development (Oman), オーマンで石油利権取得。
1938. 3. 18	メキシコ, 石油国有化, 英米会社資産接収。
1938. 6. 7	メキシコ, 国営石油会社 PEMEX (Petróleos Mexicanos) 設立。
1939. 1	Petroleum Development (Trucial Coast), トルーシャルで石油利権獲得。
1944.	ベネズエラ, 利権折半の所得税法施行。CSASOC, アラビアン・アメリカ石油会社 (Arabian American Oil Co. 略称アラム

- コ ARAMCO) と改称。
1947. スタンダード・ニュージャージーとモビール、アラムコに参加。
1948. 10. 10 サウジアラビア・アラムコ鉱区返還取極。米、石油輸入国に転ず。
1950. 12. 30 サウジアラビア・アラムコ利益折半協定締結。
1951. 3 イラン、AIOC の国有化。
1951. 4 NIOC (National Iranian Oil Co.) の設立。
1951. 12 クweit・KOC (Kuwait Oil Co.) 利益折半協定締結。
1952. イラン、カタール、バーレンで利益折半方式導入。
1952. 12. 21 国連総会の「天然の富と資源を自由に開発する権利」決議。
1953. 3 Darcy Exploration Co., アブダビ沖合で石油利権獲得。
1954. 5 Darcy Exploration Co., アブダビ沖合利権を Abu Dhabi Marine Area (略称 ADMA) に譲渡。
1954. 10. 29 イラン政府とメジャー 8 社との間に協定成立。イラン石油紛争解決。
1954. 12 AIOC, BP (British Petroleum) と改称。
1955. 3 米系独立石油会社、イランのコンソーシアムに参加、5% の株式取得。
1955. 7. 15 リビア、石油法制定 (1971. 4. 26 改正)
1955. 8. 29 ベネズエラ、石油法 (1943. 3. 13 制定) の修正。
1956. スエズ紛争おこり、欧州石油窮乏、油価暴騰。
1956. 6 Darcy Exploration Co., BP Exploration Co. と改称。
1957. 6 アラブ連盟経済会議、民族主義的石油政策立案。
1957. 7. 31 イラン、石油法制定。
1957. 8. 27 アジップ・NIOC の合弁協定結ばれ、合弁会社 SIRIP を設立し、イラン沖合の開発。
1958. ベネズエラ、税率改正、政府取得60%に。アルジェリア、サハラ石油法制定。
1958. 1. 18 日本のアラビア石油、サウジアラビア政府と利権協定締結。
1958. 4. 24 パン・アメリカン=NIOC 合弁協定締結。
1958. 6. 1 ナイジェリア、鉱油法制定。
1958. 7. 5 日本のアラビア石油、クweit政府と中立地帯沖合利権契約締結。
1958. 11 メキシコ、新石油法制定。
1958. エジプト・シリア両国合邦 (アラブ連合共和国) 成立。
1959. 2 中東原油公示価格引下げ。
1959. 4 第 1 回アラブ石油会議開催。
1959. 国連、「天然資源に対する恒久主義委員会」を設置。
1960. 4. 19 ベネズエラ、CVP (Corporacion Venezolana del Petroleo)

- p>設立。
-
1960. 8 中東原油公示格価再引下げ。
-
1960. 9. 14 中東4カ国とベネズエラ、バグダット会議開催、OPEC (Organization of Petroleum Exporting Countries) 設立。
-
1960. 10. 5 クエイト国営石油会社 KNPC (Kuwait National Petroleum Co.) 設立。
-
1960. 10 インドネシア、政府規則第44号など3規則により石油国有化。
-
1960. 12. 14 国連総会「植民地およびその人民に対する独立付与に関する宣言」1514 (XV) 決議採択。
-
1960. 日本の NOSODECO, PERMINA と生産物分与方式の契約締結。
-
1961. 1 OPEC、第2回会議、カタールの加盟承認。
-
1961. 1. 15 シェル、クエイト沖の石油利権獲得。
-
1961. 12. 12 イラク政府、法律第80号によって IPC 系3社の利権を既開発油田に限定。
-
1961. インドネシア、プルミナ (PERMINA)、プルタミン (PERTAMIN) の国営石油会社設立。エクアドル、石油法制定。
-
1962. 6 OPEC、インドネシア、リビアの加盟を承認。OPEC、公示価格の引上げ、利権料引上げの決議。インドネシアのプルタミンとパン・アメリカンとの間に PS 契約締結。
-
1962. 7 Petroleum Development (Trucial Coast), Abu Dhabi Petroleum Co. (ADPC) と改称。
-
1962. 11. 11 サウジアラビア、国営石油会社ペトロミン (PETROMIN, General Petroleum and Mineral Organization) を設立。
-
1962. 12 エクアドル、新石油法制定。
-
1962. 12. 14 国連総会『天然資源恒久主権』1803 (XVII) 決議採択。
-
1963. 5 インドネシア、R. D. Shell, Caltex, Stanvac と請負契約を締結。
-
1963. 12. 31 アルジェリア、国営石油会社 SONATRACH (Société Nationale de Transport et de Commercialisation des Hydrocarbures) 設立。
-
1964. 3 イラク、国営石油会社 INOC (Iraq National Oil Co.) 設立。
-
1964. OPEC、クエイト、イラン、サウジアラビア、カタールにおいて利権料経費化交渉に成功。イラン、沖合第1地区の開発について5グループと共同開発 (利権供与・合弁) 方式の契約締結。
-
1965. 4. 4 ペトロミン・アウグジラップ (Auxirap) 合弁協定締結。
-
1965. 12 Shell、インドネシア撤退協定に調印。
-
1966. 8 NIOC=ERAP 請負協定締結。

- 1966.11.25 国連総会「天然の富と資源に対する恒久主権」2158 (XXI) 決議採択。
1967. 1.21 Phillips Petroleum グループ、アブダビ陸上利権取得。
1967. 5. 3 Hispanoil=KNPC 合弁協定締結。
1967. 6 中東紛争生じ、アラブ連合、スエズ運河閉鎖。
イラク、サウジアラビア、クウェイト、カタール、アルジェリア、リビアなどが対米英石油禁輸措置をとるが、イランの増産で実効をあげえず、9月に禁輸を解除。
1967. 6. 6 アルジェリア、英米系石油会社国有化。
1967. 8 イラク、石油法制定。IPCの旧利権の99.5%の地域接收の実行。ベネズエラ、請負契約法の公布。
1967. 8.30 アルジェリア、フランス・モービル・オイル社国有化。
- 1967.10 OPEC、課税控除（公示価格からの値引き許容額）廃止の交渉を石油会社と行なう。
1967. OPEC、アブダビの加盟承認。
- 1967.12. 6 日本のアブダビ石油、アブダビ政府との間に石油利権協定締結。
- 1967.12.21 ENI (Ente Nazionale Idrocarburi)=PETROMIN 請負協定締結。PETROMIN=Sinclair Natomas-Pakistan 請負協定締結。
1968. 1. 9 サウジアラビア、クウェイト、リビアの3国、OAPECを設立。
1968. 2 INOC=ERAP (Enterprise de Recherches et D'Activités Petrolieres) 請負協定締結。
1968. 3 アラビア土侯国連邦の結成に関する協定調印。
1968. 4.14 リビア、国营石油会社 LIPETCO (Libyan General Petroleum Corporation) 設立。
1968. 4 LIPETCO=ERAP/SNPA 合弁協定締結。
- 5.14 日本の中東石油、アブダビと利権協定締結。
- 5 アルジェリア、国内石油製品販売網を完全国有化。
1968. 6 OPEC 第16回総会で、石油政策に関する基本原則10項目を決議、そこで「事業参加」を決議。
1968. 8.20 インドネシア、国营石油会社プルタミナ (Pertamina, P. N. Pertambangan Minyak dan Gas Bumi Nasional) 設立。
- 1968.12 OAPEC 第1回総会（リアド）、OPEC 第17回総会、消費国の低価格政策へ重大警告を表明。
1969. 3. 3 NIOC=AREPI 請負協定締結。
1969. 3.20 日本のカタール石油、カタールとの間に利権協定締結。
1969. 7 OPEC 第18回総会（ウィーン）。産油国政府事業参加政策決議採択。

- メキシコの PEMEX, 同国沖合に大油田発見。
1969. 9 リビアで革命, カダフィ大佐率いる民族主義的軍事政権成立。
- 1969.10 リビア新政権, 原油公示価格引き上げを要求。
ボリビア, ガルフ・オイルを国有化。
- 1969.11. 3 リビア, 米系チャパカ石油会社国有化。
- 1969.12 OPEC 第19回総会, リビア新政権の全面的支持を決議。
1969. OPEC, アルジェリアの加盟承認。
1970. 1 アルジェリア, アトランティック・リッチフィールドの資産を
接收。
ナイジェリア, 沖合新鉱区設定に際し, その探鉱, 開発契約に
つき政府が50%のシェアをもつこととする。
プルトミナ, STANVAC のスンゲイゲロン製油所を買収。
1970. 5 リビア政府, LINOCO (リビア国营石油会社) を設立, LIPE-
TCO を発展的に解消。
アルジェリア, アブダビ, カタール, バーレン, ドバイの5カ
国 OAPEC に加盟 (のちにドバイが脱退)。
1970. 6 フィリップス・グループ, 北海で大油田を発見 (エコフィスク
油田)。
アルジェリア, シェル他8社の資産を国有化。
1970. 1 リビア, 産油制限命令を出す。
1970. 7 経済会社理事会「天然資源委員会」設置。
1970. 8 東アフリカ諸国において外資系石油会社の国有化の動き。
シリア, タップ・ライン再開の条件に通過利権料の大幅値上げ
を要求。
1970. 9 リビア, オクシデンタルの原油公示価格値上げ交渉, 妥結。
リビア, 原油課税およびロイヤルティー値上げ。
クweit公示価格の値上げ要求。
シェル, リビアの値上げ要求に抵抗し, 生産中止命令を受ける。
- 1970.10 ナイジェリア, 公示価格値上げに成功。
- 1970.12.11 国連総会『開発途上国の天然資源に対する恒久主権と経済開発
のための国内蓄積資源の拡大』2692 (XXV) 決議採択。
- 1970.12 OPEC 第21回総会。公示価格と税率の引き上げ及び課税控除
全廃を決議。
1971. 1 ペルシャ湾岸産油国と国際石油会社の間に, 原油公示価格と税
率をめぐるテヘラン交渉開始。
1971. 2 ペルシャ湾岸6カ国と国際石油会社はテヘラン協定締結, 課税
率55%, 公示価格一律35セント引き上げ等を決定。
アルジェリア, 仏系石油会社の資産51%を国有化。
1971. 4 トリポリ協定成立 (地中海沿岸産油国と国際石油会社との間

- で)。
1971. 7 OPEC 第24回総会 (ウィーン)。生産調整, 事業参加率20%などを決議。ナイジェリアの加盟を承認。
1971. 8 アラブ首長国連邦, 国営石油会社 ADNOC (Abu Dhabi National Oil Co.) を設立。
1971. 12 リビア, BP を国有化。英政府, 会社, これに補償の不十分などを理由に抗議。会社はイタリアで石油所有権回復訴訟をおこすが敗訴。その後, 1974. 4. 11, 協定が結ばれ BP に4,000万ドルの即時支払いで解決。
1972. 1 ペルシャ湾岸6カ国と国際石油会社, 通貨調整によるドル減価の補償のための原油価格交渉を開始 (ジュネーブ)。
原油公示価格の8.49%一括引上げ, 四半期ごとの通貨変動調整を行うことを決定。
OPEC 諸国と国際石油資本, 第1回事業参加交渉を開始。
1972. 3 アラムコ, サウジアラビアの20%資本参加を原則的に受諾。
IPC, イラク政府の20%の資本参加を受諾。
ADMA, ADPC (Abu Dhabi Petroleum Co.) がアブダビ政府の20%資本参加を受諾。
1972. 4 ソ連邦, イラクとの間に15年の長期友好条約を締結。
1972. 5 米政府, アラスカ・パイプラインの建設を許可。
1972. 6 イラク政府, IPC を国有化し, イラク国営石油会社 (INOC) を設立。
エクアドル, 国営石油会社 CEPE を設立。
OPEC 第28回総会, ベイルートで開催。
IPC の国有化への支持および事業参加問題につき協議。
イラン, コンソーシアム協定を1994年まで15年延長。
1972. 10. 19 UNCTAD『天然資源に対する恒久主権』88号決議採択。
1972. 10 ペルシャ湾岸5カ国と国際石油会社, 事業参加に関する基本的合意に達す。
OPEC 第30回総会, リヤドで開催。
1972. 11 スタンダード・オイル (ニュージャージー), 社名をエクソン・コーポレーションと改称。
1972. 12. 18 国連総会『開発途上国の天然資源に対する恒久主権』3016 (XXVII) 決議採択。
1972. 12 サウジアラビアとアブダビの両国, 国際石油会社との間に事業参加協定 (リヤド協定) を調印。
ドバイ, OAPEC を脱退。
1973. 1 クエイト, クエイト・オイルへ25%参加協定調印。
カタール, QPC (カタール石油) と QSPC (カタール・シェ

- ル)に25%参加協定調印。
1973. 2. 28 イラク, IPC およびその子会社 MPC (モスル石油), BPC (バスラ石油) との間で協定成立。IPC はイラクに分割払いで1億4,100万ポンドを払い, イラクはIPCの国有化補償として1,500万トンの原油の現物支払いをなすことになり, イラクはIPC, MPCの全面国有化。
1973. 3 OPEC 第32回総会, ウィーンで開催。エネルギー危機および減価補償問題について協議。
1973. 3 SONATRACH=Sun Oil 合弁協定締結。
1973. 3. 21 イラン, 石油産業の完全国有化宣言を行う。
1973. 5 イラン, コンソーシアム新協定に調印。
- OPEC 第33回総会, ウィーンで開催。原油公示価格引上げ問題を討議。
1973. 6 ドル原価補償問題に関するジュネーブ交渉, 妥結。
- ナイジェリア, シェルおよびBPの国内操業会社に35%参加。
- OPEC 第34回総会, ウィーンで開催。
- リビア, アメリカの対イスラエル援助を理由にバンカー・ハント社を国有化。
1973. 7 改訂ジュネーブ協定に基づき公示価格引上げ。
1973. 8 リビア, オクシデンタルおよびオアシス・グループの資産51%国有化。
1973. 9 リビア, 国際石油6社の国内資産51%を国有化(エッソ, シェル, テキサコ・ソーカル, モービル・ゲルゼンベルグ, アルコ, グレース)。
- OPEC 第36回総会, ウィーンで開催。テヘラン協定の破棄と新価格協定の締結を決議。
- 1973.10. 6 第4次中東戦争勃発。
- 1973.10.14 サウジアラビア, 中東戦争に参戦。
- 1973.10.16 ペルシャ湾岸6カ国, 原油公示価格の一せい値上げ発表(値上げ幅の平均70%, アラビアン・ライトが5ドル12セント/バレルに)。
- 1973.10.17 OAPEC 10カ国, 石油戦略を発動。
- ①原油生産を9月から10月以降毎月5%ずつ削減。
- ②イスラエル支持国に対する石油禁輸, ③イスラエルが1967年中東戦争の占領地から撤退するまで生産削減を続けるなどを決定。
- 1973.10.18 サウジアラビア, 10%石油減産を指令(19日カタール, 20日アルジェリアがこれに続く)。
- 1973.10.20 サウジアラビア, 対米・オランダ石油禁輸を指令(これと前後

- してリビア、クウェイト、アブダビ、カタールなども同様の措置をとる)。
1973. 10 イラク、第4次中東紛争での対イスラエル援助に対する制裁を理由に、BPCにおけるモービル／エクソンのシェア23.75% (10.7)、次いでロイヤル・ダッチ／シェルのダッチ・シェア14.25%を接收 (10.22)。
1973. 10. 30 インドネシア原油、6ドル／バレルに値上げ。
1973. 11. 5 OAPC 石油相会議、クウェイトで開催。原油生産を9月生産実績に対し、即時25%削減し、2月にさらに5%削減追加と決定。
1973. 11. 17 OAPC 閣僚会議、ウィーンで開催。オランダを除くEC諸国に対する供給削減について12月の追加分(5%)を見合わせると発表。
1973. 11. 19 OPEC 閣僚会議、ウィーンで開催。エクアドルの加盟を承認。
1973. 11. 26 第6回アラブ首脳会議、アルジェで開催。
- ～28 日本およびフィリピンへの供給削減の緩和、石油戦略の続行を決定。
1973. 11. 28 サウジアラビア、アラムコへの51%を事業参加を正式に通告。
1973. 12 クウェイト、クウェイト・オイルの51%国有化を決定。その後クウェイト・オイルとの間に60%の事業参加を合意。
1973. 12. 15 イラク、BPCにおけるグルベンキヤンのシェア5%を第4次中東紛争での対イスラエル援助を理由に接收。
1973. 12. 17 国連総会『天然資源に対する恒久主権』3171 (XXVIII) 決議採択。
1973. 12. 21 中東和平会議、ジュネーヴで開催。
1973. 12. 23 OAPC 閣僚会議、テヘランで開催。
- ベルシャ湾岸6カ国、石油公示価格の2.12倍引上げを決定、翌年1月1日から実施と発表。アラビアン・ライトは、5・119から11・651ドル／バレルになる)。
1973. 12. 24 OAPC 石油担当相会議、石油戦略の再検討のためクウェイトで再開。
- ～25 ①アラブ友好国(英、仏、日、ベルギー他)への石油必要量100%供給、②翌年1月の生産削減追加分5%を中止し、全体の削減を25%から15%に緩和、③米国およびオランダ向け石油禁輸の継続などを決定。
1974. 1 中国、大慶および勝利両油田の開発は順調であり、新たに大港油田の開発が進行中と報告する。
- クウェイト、BP、ガルフ両者とKOCへの60%事業参加協定に調印。また、日本のアラビア石油に60%事業参加。

1974. 2 リビア, 米系石油会社, テキサコ, ソーカル, アトランティック 3 社を国有化。
石油消費国13カ国会議, ワシントンで開催。
エネルギー調整グループ (EGC) を結成。
1974. 3 OAPEC, 対米石油禁輸解除。
1974. 5. 1 国連特別総会『新国際経済秩序樹立宣言』3201 (VI), 『新国際経済秩序樹立に関する行動計画』3202 (VI) 決議採択。
1974. 5 中国の人民日報, 大港油田の大増産を報道。
ナイジェリア, 産油会社に対する55%の事業参加。
1974. 6 サウジアラビア, アラムコへ60%事業参加協定で合意 (100%取得を前提として, 1月1日にさかのぼり適用すると発表)。
OPEC 第40回総会, キトーで開催。
①第3四半期 (7~9月) の公示価格を据え置き, ②利権料を14.5%へ2%引上げ採択。
ブルタミナ, インドネシア原油価格を90セント値上げし, 12.60ドル/バレルとする旨発表。
エクアドル, テキサコ・ガルフ・グループの25%のシェアを取得。
1974. 7 主要石油消費国調整グループ第6回会議にて「石油融通制度」を発足させる, 各国は石油供給削減率に応じて, 国内の消費を節約する, 各国は国内消費量の90日分以上の備蓄を行なう, などについて合意。
OAPEC 閣僚会議, オランダに対する石油禁輸措置の解除を決定。
1974. 8 クエイト政府, アラビア石油との間に60%事業参加交渉を開始。
1974. 9 OPEC 第41回総会, ウィーンで開催。
①原油公示価格 (10~12月) を据え置き,
②インフレ調整のため10月以降利権料16.67%, 所得税65.66%への引き上げ。
アブダビ, ADMA に60%参加協定調印 (74.1.1に遡及)。
- 1974.11 ペルシャ湾岸3カ国 (サウジアラビア, カタール, アラブ首長国連邦) は原油の公示価格を40セント (3.5%) 引き上げ, 利権料, 所得税の引き上げ (利権料16.67→20% 所得税65.75→85%), また参加原油の買戻し価格を公示価格の93%から, 94.85%へ引き上げるなど, 新価格体系を決定。
- 1974.12.12 国連総会『諸国家の経済権利義務憲章』3218 (XXIX) 決議採択。
- 1974.12 OPEC 第42回総会開催。ペルシャ湾岸3カ国アブダビ会議 (11

- 月10日)の決定を追認し、原油の単一価格制が始まる。いわゆるアブダビ方式(エクイティー原油の利権料と所得税をそれぞれ20%, 85%へ引き上げる)の採用(1~3月)を決定。アラブ首長国連邦, ADPC (Abu Dhabi Petroleum Co.) および ADMA (Abu Dhabi Marine Areas) に60%事業参加。
1974. カタール, 国営石油会社 QNPC (Qatar National Petroleum Co. 1972 設立)を改組し, QGPC を設立, QPC (カタール石油), QSCP (カタール・シェル)への60%事業参加。
1975. 1 アラブ首長国連邦, DUMA (Dubhai Marine Areas)の完全国有化。
1975. 2 サウジアラビアのファイサル国王暗殺される。新国王にハリド皇太子就任。
1975. 3 OPEC 石油価格のインデクゼーション(物価スライド制)導入で合意。
クエイト, KOC (クエイト石油, ガルフ, BP)の完全国有化を決定。
ベネズエラ, 石油産業の国有化を発表。
バーレン, 同じく石油産業を100%国有化。
1975. 6 OPEC. 原油価格の計量単位として10月から SDR (IMF 特別引出権)を採用すると発表。ガボンの OPEC 加盟。
1975. 7 ドバイ, 外国石油会社の完全取得を発表。
1975. 8 ベネズエラ, 石油産業国有化法を実施。1976年1月1日より実施。
1975. 9 OPEC 特別総会にて, 10月1日以降10%の原油価格引き上げを決定。
- 1975.12. 8 イラク, BPC における BP, フランス石油のシェア各23.5%およびシェルのシェア9.5%を接收, これにより, イラクの全面国有化完了。3社に対する補償は純簿価より税, 追徴金, 給与など差引いた額が支払われるとされ, その額は2,000万ドルといわれる。
- 1975.12 クエイト, KOC を完全国有化。
1976. 1 OPEC 蔵相会議, 発展途上国援助特別基金協定を採択。
1976. 5 OPEC 第47回総会(バリ島)開催, 原油価格引き上げ見送りで合意。
1976. 6 OPEC 諸国, 自由裁量による原油の価格差調整を実施。
1976. 9 カタール, QPC の100%事業参加協定調印。
- 1976.12 OPEC 第48回総会, 1977年1月1日からの原油値上げを決定。サウジアラビアとアラブ首長国連邦は5%, イランなど11カ国は1月1日から10%, さらに7月以降5%の値上げをすること

- となった。
1977. 1 イラン国営石油会社 (NIOC), OPEC の二重価格制に関連し、原油購入者に対して契約を守るように警告。
1977. 2 エクアドル, ガルフの資産を接収, テキサコの資産は残る。
インドネシア, ミナス原油の価格を5.86%だけ引き上げる。
IEA 理事会, 1977年におけるエネルギー節約目標を決定。
OPEC 蔵相会議。OPEC 特別基金の倍額増資を決定 (8億ドルから16億ドルへ)。カタール, QSCP の100%国有化。
1977. 4 OPEC 専門家会議, ウィーンで開催。
①価格ディファレンシャル, ②生産会社の収益, ③統一会計システムなどについて討議。
ナイジェリア, 国営石油会社 NNDC を改組, NNPC (Nigeria National Petroleum Co.) 設立。
1977. 7 OPEC 二重価格制が解消される。サウジアラビアとアラブ首長国連邦が5%の値上げをし, 他の11カ国は価格を据え置いた。
OPEC 第49回総会, ストックホルムにて開催。
1977. 9 クエイト政府, 中立地帯陸上で操業するアメリカン・インデペンデント社 (Aminoil) の100%国有化を行う。
- 1977.10 IEA 閣僚理事会, 石油節約目標と目標達成のための12原則を決定。
- 1977.12 OPEC 第50回総会, 原油価格の1978年6月までの実質的凍結を決定。
1978. 3 IEA, 「1980年代のエネルギーの挑戦」(報告書) 発表。
1978. 5 OPEC 閣僚会議, 長期戦略を作成するための特別委員会設置を決定。
1978. 6 OPEC 第51回総会, ①ドル減価問題を検討する高級・専門家委員会設置, ②原油価格の凍結継続を決定。
- 1978.10 イラン国営放送, 石油産業労働者のストライキのため石油輸出が全面的に停止と報道
- 1978.12 OPEC 第52回総会, 1979年中の原油価格段階値上げ決定(四半期ごとに5%, 3.809%, 2.294%, 2.691%引上げ, 通年平均で10%)。
BP, イラン原油の生産削減により, 1979年1~3月の原油供給を最大限35%削減と通告。
1979. 1 OPEC 諸国, 原油価格5%引上げ。
米エネルギー省長官, 自主的石油節約を国民に呼びかける(目標60万バレル/日)。
シエル・インターナショナル, イラン原油の生産減により54年

1979. 2 1～3月の原油供給を最低5%削減と通告。
米国政府、1985年備蓄目標を10億→7.5億バーレルに下方修正。
エクソン、54年1～3月の原油供給の10%削減を通告。
BP、54年1～3月の原油供給の一律45%削減を通告。
モービル、54年1～3月の原油供給の9%削減を通告。
1979. 3 IEA 理事会、石油消費5%節約とこの措置を監視することを決定。
イラン、原油輸出再開。
イラン石油公社 (NIOC)、イラン新政府初の DD 原油長期契約を日本企業と締結 (約60万バーレル/日)。
BP、イラン石油公社と長期契約締結 (30万バーレル/日)。
OPEC 第53回総会、①78年末総会決定の「四半期ごと段階値上げ・第四半期適用価格」の4月1日繰上げ実施、②市場条件による自由なプレミアム付加の容認を決定 (多重価格の出現)。
1979. 6 IEA、第2回エネルギー政策および計画報告を発表し、①節約の推進、②ガソリン税をエネルギー政策財源に活用すべし等、対日勧告。
イラク、原油供給計画に「最優遇売り手条項」付加を発表 (11日、6月1日に遡及して)。
OPEC 第54回総会、①標準原油価格を引上げ (6月1日に遡及、14.546→18.00ドル/バーレル)、②プレミアムは2ドル以下、③上限価格は23.50ドルを決定。
1979. 7 米大統領、新エネルギー政策発表。
1979. 8 ナイジェリア、BP 資産の国有化発表。
1979. 9 第10回世界石油会議、ブカレストで開催。
- 1979.10 リビア、上限価格を上回る原油値上げ発表 (ズエチナ原油 26.27ドル/バーレル)。
- 1979.11 イラン政府、原油の対米輸出禁止を決定。
IEA 閣僚理事会、加盟国別石油輸入上限設定に合意 (日本は1980年540万バーレル/日)。
- 1979.12 湾岸3カ国 (サウジアラビア、カタール、UAE) 11月1日に遡及して原油値上げ発表 (アラビアン・ライト18→24ドル/バーレル)。
OPEC 第55回総会、原油価格の統一に失敗。
イラン・バーレビ国王出国。
イラン暫定革命政府成立。
エジプト・イスラエル平和条約調印。
1980. 1 サウジアラビア、原油価格引上げ通告 (1月1日遡及24→26ドル/バーレル、28日)。

1980. 4 イラン、日本石油業界の原油値上げ拒否に対抗し対日原油船積み停止。
1980. 5 OPEC 第56回総会、天然ガス価格は原油価格に見合うものにするべきであると勧告。
サウジアラビア、原油価格引上げ発表（14日、4月1日に遡及、アラビアン・ライト26→28ドル／バーレル）。
1980. 6 OPEC 第57回総会、①基準原油価格の上限を32ドル／バーレル、②プレミアムは5ドル／バーレル以下を決定（実施7月1日）。
1980. 9 OPEC 第58回総会、①標準原油価格の引上げ（28→30ドル／バーレル）、②他加盟国原油価格の凍結を決定。
サウジアラビア、8月1日に遡及して原油価格引上げ（28→30ドル／バーレル）。
- 1980.10 サウジアラビアを除く OPEC 諸国、10月以降10%減産を表明。
- 1980.12 サウジアラビア増産実施。
IEA 閣僚理事会、石油供給不足時の相互融通制度設置を決定。
OPEC 第59回総会、①基準原油価格の引上げ（30→32ドル／バーレル、サウジアラビアは11月1日実施を表明）、②みなし基準原油の上限を36ドル／バーレル、③最高価格を41ドル／バーレルと決定。
1981. 1 OPEC 諸国、原油価格引上げ（サウジアラビアは前年11月1日実施）。
1981. 5 OPEC 第60回総会、①現行価格の年内凍結、②加盟諸国（サウジアラビア、イラン、イラク除く）の6月1日からの最低10%減産実施を決定。
アラブ産油王制6カ国、湾岸協力会議（GCC）設置。
1981. 7 アラビア半島横断パイプライン送油開始。
BP およびドイツ BP、リビア原油引取り拒否。
1981. 8 OPEC 臨時石油相会議、価格統一に失敗。
ナイジェリア、原油価格引下げ（40→36ドル／バーレル）。
- 1981.10 OPEC 第61回総会、価格体系再統一に成功（基準価格を34ドル／バーレルと値上げする一方、高値原油を値下げ）。
- 1981.12 OPEC 第62回総会（価格を再調整し値下げ）。
1982. 2 中国海洋石油総公司設立。
アメリカ、リビア原油輸入禁止。
1982. 3 サウジ、生産上限を850万から750万バーレル／日に削減。
OAEPC、チュニジア加盟承認。
OPEC 第63回総会（生産上限を実質1,750万バーレル／日に削減、軽質油価格差を半減、34ドル／バーレルの基準価格は維持）。

(出所) 『石油の開発』第3巻5号(1970年10月)30—32頁, 同, 第6巻1号(1973年2月)11—12頁, 同, 第6巻6号(1973年12月)27—29頁, 同, 第7巻2号(1974年4月)53—54頁, 同, 第10巻5号(1977年10月)69—76頁, 日本石油編『石油便覧1982』1982年, 618—623頁その他により作成。